

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

剣淵町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。
------	---

評価実施機関名

北海道剣淵町長

公表日

平成29年6月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、保険料の賦課・徴収等の介護保険に関する事務を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証の交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス
③システムの名称	1. 総合行政システム（介護保険・収納管理） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関連情報ファイル（資格、賦課収納、認定、給付情報ファイル）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項 （別表第二における情報照会の根拠） 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （主務省令における情報提供の根拠） 第1、2、3、4、6、19、25、30、32、33、43、44、47条 （主務省令における情報照会の根拠） 第46条、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	剣淵町健康福祉課
②所属長	課長 精進 直樹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	剣淵町（総務課財務広報グループ）上川郡剣淵町仲町37番1号 TEL 0165-34-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	剣淵町（総務課財務広報グループ）上川郡剣淵町仲町37番1号 TEL 0165-34-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]